



令和6年6月1日

株式会社サンテックア 名古屋
許可番号 派21-300120

改正派遣法に基づくマージン率等の公開

平成24年10月1日の「改正労働者派遣法」の施行により、派遣元事業主(弊社)は、労働者や派遣先企業様がより適切弊社では、事業年度毎に決算終了後平均マージン率等を公開いたします。

◇マージン率算出方法

$$\text{マージン率} = \frac{\text{派遣料金平均額} - \text{派遣労働者の賃金の平均額}}{\text{派遣料金の平均額}}$$

(※派遣労働者の賃金には年次有給休暇取得時の賃金を含みます。)

◇マージンの内訳

スタッフの雇用主として負担する労災保険・厚生年金保険・健康保険・雇用保険。

スタッフが有給休暇を取得する際の引当金。スタッフの教育研修にかかわる費用。

営業担当者などの管理者や事業所の事務職などの人件費、事務所維持費用、募集広告費等をはじめとする諸経費。募集費用、労務管理費、事務所費、車輻費、営業利益など。

・対象期間： 2023年6月1日～2024年5月31日

派遣労働者の数

対象期間中のサンテックア名古屋での派遣実績はございません

派遣先事業所の数

労働者派遣料金の平均額

派遣労働者の賃金の平均額

マージン率

諸経費含マージン率

教育訓練に関する事項

雇入れ導入教育・ビジネスマナー・機械設計教育(6ヶ月)
パソコン(IT基本操作・2DCAD・3DCAD操作)
検査機器による教育ほかキャリアアップ教育全般。

福利厚生 : 資格取得支援制度(パソコン・機械設計国家資格・各種機器資格など)
クラブオフ(旅行優待)・スポーツクラブ優待制度

キャリアコンサルティングの窓口

キャリアコンサルティングの窓口を設置しております。御用の方は下記まで、ご連絡ください。

担当 キャリアコンサルティング担当

電話番号 052-955-8070

派遣労働者の待遇の決定に係る労使協定を締結しているか否かの別

☐ 労使協定を締結していない

☒ 労使協定を締結している(協定書の有効期間終期 令和6年3月31日)

・協定労働者の範囲

専門・技術職に従事する従業員